

春日井市放課後児童クラブ開所準備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を新たに実施するために設備を整備する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、待機児童が既に存在している、又は当該事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある等市が必要と判断する地域（以下「必要地域」という。）において、放課後児童健全育成事業を新たに実施するため、必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費を支弁する事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業に係る経費のうち、次のとおりとする。

- (1) 修繕料
- (2) 使用料（放課後児童健全育成事業を実施する施設の不動産契約に係る礼金及び開所前月分賃借料に限る。）
- (3) 工事請負費（設備の整備に係る工事に限る。）
- (4) 備品購入費（利用児童の支援に係る備品に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、外構に係る費用は補助対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、1,600,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(事前協議)

第5条 補助金を受けようとする者は、必要地域の該当の有無を確認するため、春日井市放課後児童クラブ開所準備費補助金事前協議書(第1号様式。以下「協議書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、協議書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、春日井市放課後児童クラブ開所準備費補助金事前協議結果通知書(第2号様式。以下「結果通知書」という。)により、結果を通知しなければならない。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、前条第2項の規定による通知の通知日の属する年度の翌年度の2月末日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第3号に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を申請しようとする団体の規約及び役員名簿
- (2) 設備整備図面
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(条件)

第8条 規則第4条第2項に規定する必要な条件は次のとおりとする。

- (1) 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、国、県及び市が定める放課後児童健全育成事業に係る規定を満たす施設において放課後児童健全育成事業を実施すること。
- (2) 補助対象事業を、補助を受ける当該年度末までに完了すること。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業に係る関係書類を、補助対象事業完了後6年経過した日の属する年度の3月31日まで保存すること。

(4) 補助事業者は、補助により整備された施設において、補助対象事業完了後速やかに放課後児童健全育成事業を実施することとし、補助対象事業完了後6年を経過した日の属する年度の3月31日まで、放課後児童健全育成事業を継続して実施すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件に違反しないこと。

2 前項各号のいずれかに違反した場合、補助事業者は交付された補助金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(申請の取下げができる期間)

第9条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、規則第4条第1項の交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれかの早い日までに行わなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業費収支精算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、規則第10条に規定する補助金の額を決定した後、補助事業者の請求に基づいて交付する。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(暴力団等の排除)

第13条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象から除くこととする。

- (1) 補助事業者の役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が補助事業者の運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 補助事業者の役員等が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用していると認められるとき。
- (4) 補助事業者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 補助事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 交付決定後に、前項各号のいずれかに該当すると認められたときは、市長は、交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、既に交付された補助金を返還させることができることとし、このため損害が生じても市はその責めを負わないものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市放課後児童クラブ開所準備費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市放課後児童クラブ開所準備費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

春日井市放課後児童クラブ開所準備費補助金事前協議書

（宛先）春日井市長

所在地 _____

団体名及び代表者氏名

電話 _____

春日井市放課後児童クラブ開所準備費補助金交付要綱第5条第1項に基づき、事前協議書を提出します。

放課後児童健全育成事業を新たに実施する施設の所在地	
整備予定時期	
概算整備費用	
事業開始時期（予定）	
利用対象校区（予定）	
利用定員（予定）	
（備考・その他）	

※実施予定場所の周辺地図を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

春日井市放課後児童クラブ開所準備費補助金事前協議結果通知書

様

春日井市長

年 月 日付けで事前協議のありました春日井市放課後児童クラブ開所準備費補助金については、次のとおりです。

1 協議結果

2 備考・その他